

# 「ドアーの反乱」と黒人選挙権 —アンテベラム期アメリカ合衆国における選挙権拡大闘争の一断面—

小原 豊志

## I はじめに

アメリカ史の権威、エリック・フォーナーはその著『アメリカの自由の物語』において、アメリカ的自由の特質を以下のように指摘している。

アメリカ的な信条には普遍性があるということがアメリカ史に一貫する特徴であるとすれば、社会的存在のある軸にそって自由を享受できる範囲に境界線を設けようとする努力もまたそうであった。そうした境界線のなかで、人種・ジェンダー・階級にもとづいて引かれたものほど執拗なものではなかった。…白人ではない者、女性、および労働者がじかに経験したのは、一方の人間の自由が往々にして他方の人間の従属に結び付けられるというパラドックスであった。すなわち、奴隷主の自由は奴隷制という現実のうえに成り立っていたのであり、男が誇る自立性は女を従属的な地位に貶めることによって成り立っていたのである<sup>1</sup>。

ここでフォーナーが指摘する「他者犠牲のもとでのみ成立する自由」というアメリカ的自由のパラドックスは、南北戦争以前期の選挙権問題を考察するうえできわめて示唆的である。なぜなら、この時代には多くの州で白人男子普通選挙制が実現したのであったが、それと同時に黒人が選挙権を否定される場合も多かったからである<sup>2</sup>。これまで筆者はこの現象に関心を抱き、いくつかの論考を著してきた<sup>3</sup>。その際、筆者が強調してきたのは、この問題の解明にあたっては黒人選挙権問題の展開のみを追うのではなく、白人選挙権問題の動向をも視野に入れて考察する必要があるということである。なぜなら、後述するように、この時代は黒人との比較によって自らの人種を特定する手段としての白人性概念が構築

<sup>1</sup> Eric Foner, *The Story of American Freedom* (New York: W.W. Norton, 1998), xx. なお、同書の翻訳書としては、エリック・フォーナー、『アメリカ 自由の物語—植民地時代から現代まで』（横山良・竹田有・常松洋・肥後本芳男訳、岩波書店、上下巻、2008年）があるが、当該部分の訳は筆者による。

<sup>2</sup> 合衆国においては州が選挙権付与権限を掌握しているため、選挙権問題自体の展開が多様であるが、アンテベラム期においては、独立13州は植民地期の財産資格や納税資格を撤廃すると同時に人種資格を設定するケースが多く、独立後に誕生した西部の新州はそのほとんどが当初から対象を白人男子に限定した普通選挙制を採用した。

<sup>3</sup> 拙稿、「アンテベラム期ニューヨーク州における黒人選挙権—1821年州憲法会議における選挙権改革の検討を中心に—」『アメリカ研究』（天理大学）、創刊号、1996年。同、「アンテベラム期アメリカ合衆国における黒人選挙権—北部自由州を中心に—」『山口大学文学会志』、第48号、1997年。同、「アンテベラム期アメリカ合衆国における選挙権「改革」の特質—東部旧州における選挙権論議の検討を中心に—」『国際文化研究科論集』、第12号、2004年。

された時代でもあり、選挙権における人種性の構築要因を解明するにあたって、この概念を用いることが有効と考えられるからである。本稿はこの分析視角を用いたさらなる試みとして、1840年代初頭のロードアイランド州で勃発した「ドーアの反乱」(Dorr Rebellion、以下「反乱」と表記)を取り上げ、この出来事における「人種」と選挙権の問題を考察するものである。

ところで、一般にこの「反乱」はトマス・ウィルソン・ドーアを指導者とする民衆勢力が植民地期から続く土地所有資格を撤廃し、一気に白人男子普通選挙制を実現せんとした選挙権拡大闘争として知られている。この「反乱」が他州の選挙権拡大運動に比して異彩を放つのは、その目的達成のために自らの手で州憲法を制定し、ついには武力闘争に突き進んでいったという急進性にある。そのため、先行研究において議論が分かれているのは、ドーア派の方法論やその憲法の正統性についてであって<sup>4</sup>、政治的民主化を求めた彼らの理念自体は評価されている。しかし、等閑視されているといわざるをえないのは、この「反乱」に内在した人種性である。すなわち、選挙権拡大を叫んだドーア派が黒人選挙権を否定した事実に関しては焦点が当てられていないのである<sup>5</sup>。さらにいえば、黒人選挙権を容認したのは「反乱」を鎮圧した旧来の州政府であったのだが、「反乱」以前に黒人選挙権を否定していたこの政府がそのような決定を下すにいたった理由についても十分な説明がなされているとはいえないのである。したがって、「反乱」の一連の過程を「人種」に注目しつつ再検討することは、選挙権拡大闘争としてのみ注目されてきた「反乱」の別の姿を浮き彫りにすることになると考えられる。

以上の問題関心のもとに、以下本稿ではまず「反乱」の推移を選挙権問題一般の展開とともに追跡し、最終的に実現した選挙権改革の内容を把握する。そのうえで、ドーア派と反ドーア派それぞれの黒人選挙権問題への対応を検討することにより、選挙権拡大を唱えたドーア派が黒人を排除した理由、ならびに反選挙権拡大派の旧来の州政府が黒人選挙権を容認した理由を明らかにする。これらの作業により、アンテベラム期における選挙権問題が「人種」を境界にして展開した要因を解明し、もって当時のアメリカ民主主義における政治的自由の特質を析出してみたい。

<sup>4</sup> ドーア派に批判的な研究は以下のとおり。Arthur M. Mowry, *The Dorr War : or, The Constitutional Struggle in Rhode Island* (1901; reprint ed., New York: Chelsea House, 1970); Patrick T. Conley, *Democracy in Decline: Rhode Island's Constitutional Development, 1776-1841* (Providence: Rhode Island Publications Society, 1977)。他方ドーア派に共感的な研究は以下のとおり。Marvin E. Gettleman, *The Dorr Rebellion: A Study in American Radicalism, 1833-1849* (New York: Random House, 1973); George M. Dennison, *The Dorr War: Republicanism on Trial, 1831-1861* (Lexington, KY: The University Press of Kentucky, 1976); Joyce M. Botelho, *Right and Might: The Dorr Rebellion and the Struggle for Equal Rights* (Providence: The Rhode Island Historical Society, 1992)。

<sup>5</sup> ロードアイランド州の黒人選挙権問題の展開を追った数少ない研究としては、J. Stanley Lemmons and Michael A. McKenna, "Re-enfranchisement of Rhode Island Negroes," *Rhode Island History* 30 (February 1971); Christopher Malone, *Between Freedom and Bondage: Race, Party, and Voting Rights in the Antebellum North* (New York & London: Routledge, 2008)がある。とくに後者の研究は、アンテベラム期における北部諸州の黒人選挙権問題の展開を比較検討したきわめて興味深い研究である。しかし、この研究は黒人選挙権問題の展開のみに焦点が当てられており、これと同時に進行した白人選挙権問題は考察されていない。そのため、当該期の黒人選挙権の剥奪はたんなる白人優越主義の発露と結論づけられ、人種を境界線とした選挙権の拡大と縮小の同時的実現のメカニズムが解明されているとはいえない。

## II 「反乱」の推移と選挙権問題一般の展開

当初は州憲法制定運動という形態をとったドアー派の運動が急進化し、最終的に武力衝突にまで発展した根本的原因は、植民地期に由来する特有の統治体制が19世紀初頭以降の社会経済的、人口動態的变化と齟齬をきたし、民衆の側に政治的民主化を要求する声が生じたにもかかわらず、従来の支配層がそれを抑圧し続けたことに求められる。

そこでまず把握すべきはロードアイランド州の伝統的統治体制の特質であるが、それは統治の根拠を植民地期の1663年にイギリス国王によって下付された勅許状におき続けていた点にある。すなわち、同州は建国後も州憲法を制定することなく、「勅許状政府」Charter Governmentなる州政府が統治をおこなっていたのであった。この政府の実体をなしたのは「州総会」General Assemblyであった。これは州知事、州副知事、若干名の行政官、州上院議員、および州下院議員を構成員とする行政機能と立法機能の融合した統治体であり、さらに判事任命権をつうじて事実上司法をもその支配下においていた<sup>6</sup>。この三権を独占した州総会の実権を掌握していたのは州南部の土地所有者であった。それを可能にしたのも勅許状に定める選挙権資格と州議会議席配分規定であった。すなわち、勅許状は選挙権を「自由民」freemanに付与したのであったが、その後、自由民とは一定額以上の価値を有する土地の所有者と解釈されたため、選挙権は土地所有者によって独占され続けたのである。また、州総会の多数を占める州下院議員は各タウンから選出されることになっていたが、その議席配分も勅許状の規定が適用され続けたため、植民地期に人口が集中していた州の南部のタウンに多くの議席が配分され続けたのであった<sup>7</sup>。

以上のような統治体制に対して不満の声が生じる契機になったのは、19世紀初頭の工業化の開始であった。周知のように、ニューイングランドでは木綿工業が急激な発展をみせたが、ロードアイランド州においてその中心地になったのはプロヴィデンスをはじめとする州の北部であった。当然ながら、この工業化は州の人口動態に大きな変化をもたらすことになり、表1に示すように新興工業地域である北部に人口の重心が移ったのであった。

いうまでもなく、以上の北部人口の増加は州南部の農村部および海外からの労働者の流入によるものであったから、従来の統治体制に対する不満は北部の労働者による南部の土地所有者の特権的な地位に対する批判として表面化することになった。それは以下の7点に要約できる。すなわち、(1)排他的な土地所有資格によって人民の大半が選挙権から排除されている状態は独立革命原理である「被治者の同意」論に背馳していること、(2)そのため、本来双務的であるべき人民と政府の関係にアンバランスが生じ、人民の側のみ過重な負担が課されていること、(3)民事訴訟の提起にあたって土地所有者の支持が必要とされているため、非土地所有者は土地所有者に対する従属的な地位に貶められていること、

<sup>6</sup> Gettleman, *op.cit.*, pp.3-6. 勅許状の原文は、Mowry, *op.cit.*, Appendix Aを参照。

<sup>7</sup> 1798年制定の州法によれば、選挙権は一定額（134ドル相当もしくは年賃賃価格7ドル）以上の土地を所有する成年男子と20歳以上21歳未満のその長男に付与された。また、州下院議席配分はニューポート（南部）に6議席、ポーツマス（南部）、ワーウィック（北部）、プロヴィデンス（北部）に各4議席、新設のタウンには2議席配分するとして勅許状の植民地議会議席配分規定を受け継いでいた。

表1 ロードアイランド州におけるタウン別人口の推移と州下院議席当人口

|                       | 州下院<br>議席数 | 1790年  | 1800年  | 1810年  | 1820年  | 1830年  | 1840年   | 増減<br>(1790-1840) | 議席当人口<br>(1840年) |
|-----------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------------------|------------------|
| 人口増加タウン               |            |        |        |        |        |        |         |                   |                  |
| Bristol               | 2          | 1,406  | 1,678  | 2,693  | 3,197  | 3,034  | 3,490   | 2,084             | 1,745            |
| Warren                | 2          | 1,122  | 1,473  | 1,775  | 1,806  | 1,800  | 2,437   | 1,315             | 1,218            |
| Cranston *            | 2          | 1,877  | 1,644  | 2,161  | 2,274  | 2,652  | 2,902   | 1,025             | 1,451            |
| Johnston *            | 2          | 1,320  | 1,364  | 1,516  | 1,542  | 2,115  | 2,477   | 1,157             | 1,238            |
| Providence *          | 4          | 6,380  | 7,614  | 10,071 | 11,767 | 16,836 | 23,171  | 16,791            | 3,793            |
| North<br>Providence * | 2          | 1,071  | 1,067  | 1,758  | 2,420  | 3,503  | 4,207   | 3,136             | 2,103            |
| Cumberland *          | 2          | 1,964  | 2,056  | 2,110  | 2,653  | 3,675  | 5,225   | 3,261             | 2,612            |
| Smithfield *          | 2          | 3,171  | 3,120  | 3,828  | 4,678  | 6,857  | 9,534   | 6,363             | 4,767            |
| Burrillville *        | 2          |        |        | 1,834  | 2,164  | 2,196  | 1,982   | 1,982             | 991              |
| Warwick *             | 4          | 2,493  | 2,532  | 3,757  | 3,643  | 5,529  | 6,726   | 4,233             | 1,681            |
| 小計                    | 24         | 20,804 | 22,548 | 31,503 | 36,144 | 48,197 | 62,151  | 41,347            | 2,160            |
| 人口停滞タウン               |            |        |        |        |        |        |         |                   |                  |
| Barrington            | 2          | 683    | 650    | 604    | 634    | 612    | 549     | ▲ 134             | 274              |
| Glocester             | 2          | 4,025  | 4,009  | 2,310  | 2,504  | 2,521  | 2,304   | ▲ 1,721           | 1,152            |
| Scituate              | 2          | 2,315  | 2,523  | 2,568  | 2,834  | 3,993  | 4,090   | 1,775             | 2,045            |
| East<br>Greenwich     | 2          | 1,824  | 1,775  | 1,530  | 1,519  | 1,591  | 1,509   | ▲ 315             | 754              |
| Coventry              | 2          | 2,477  | 2,423  | 2,928  | 3,139  | 3,851  | 3,433   | 956               | 1,716            |
| North<br>Kingstown    | 2          | 2,907  | 2,794  | 2,957  | 3,007  | 3,036  | 2,909   | 2                 | 1,454            |
| South<br>Kingstown    | 2          | 4,131  | 3,438  | 3,560  | 3,723  | 3,663  | 3,717   | ▲ 414             | 1,858            |
| Richmond              | 2          | 1,760  | 1,368  | 1,330  | 1,423  | 1,363  | 1,361   | ▲ 399             | 680              |
| Hopkinton             | 2          | 2,462  | 2,276  | 1,774  | 1,821  | 1,777  | 1,726   | ▲ 736             | 863              |
| Westerly              | 2          | 2,298  | 2,329  | 1,911  | 1,972  | 1,915  | 1,912   | ▲ 386             | 956              |
| Newport               | 6          | 6,716  | 6,739  | 7,907  | 7,319  | 8,010  | 8,333   | 1,617             | 1,388            |
| Middletown            | 2          | 840    | 913    | 976    | 949    | 915    | 891     | 51                | 445              |
| Portsmouth            | 4          | 1,560  | 1,684  | 1,795  | 1,645  | 1,727  | 1,706   | 146               | 426              |
| Tiverton              | 2          | 2,453  | 2,717  | 2,837  | 2,875  | 2,905  | 3,183   | 730               | 1,591            |
| New Shoreham          | 2          | 682    | 714    | 722    | 955    | 1,185  | 1,069   | 387               | 534              |
| 小計                    | 36         | 37,133 | 36,352 | 35,709 | 36,319 | 39,064 | 38,692  | 1,559             | 1,076            |
| 人口減少タウン               |            |        |        |        |        |        |         |                   |                  |
| Foster                | 2          | 2,268  | 2,457  | 2,613  | 2,900  | 2,672  | 2,181   | ▲ 87              | 1,090            |
| West<br>Greenwich     | 2          | 2,054  | 1,757  | 1,619  | 1,927  | 1,817  | 1,415   | ▲ 639             | 707              |
| Exeter                | 2          | 2,495  | 2,476  | 2,256  | 2,581  | 2,383  | 1,776   | ▲ 719             | 888              |
| Charlestown           | 2          | 2,022  | 1,454  | 1,174  | 1,160  | 1,284  | 923     | ▲ 1099            | 461              |
| Jamestown             | 2          | 507    | 501    | 504    | 448    | 415    | 365     | ▲ 142             | 182              |
| Little Compton        | 2          | 1,542  | 1,577  | 1,553  | 1,580  | 1,378  | 1,327   | ▲ 215             | 663              |
| 小計                    | 12         | 10,888 | 10,222 | 9,719  | 10,596 | 9,949  | 7,987   | ▲ 2,901           | 665              |
| 総計                    | 72         | 68,825 | 69,122 | 76,931 | 83,059 | 97,210 | 108,830 | 40,005            | 1,346            |

典拠：Peter J. Coleman, *The Transformation of Rhode Island*, p.256, p.260.

註1：「議席当人口」部分の小計および総計欄の数値は平均値を示す。

註2：人口増加タウンのタウン名横の\*は北部都市であることを示す。

(4)陪審員資格にも土地所有資格が設定されているため、非土地所有者は「同輩者による裁判」jury of your peersという合衆国憲法が保障する特権を剥奪されていること、(5)州下院議席配分が人口動態に即していないため、少数者による多数者支配がおこなわれていること、(6)土地所有者がその土地の一部を配下の者に付与してこれを有権者化し、その票を支配する「かきあつめ投票」faggot voteが蔓延していること、(7)これら諸悪の根源は州総会に専制的な権限を付与した勅許状にあること、である<sup>8</sup>。

こうして19世紀初頭以降のロードアイランド州では植民地期以来の統治体制に対して北部の労働者の側から批判の声が高まり、その矛先は南部の土地所有者の特権的地位を保障した勅許状に向けられたのであった。そして、その不満を解消する手段として叫ばれたのが州憲法の制定であった。すなわち、北部の労働者は勅許状に代わる統治の基本法として最初の州憲法を制定し、そのなかで選挙権改革と州議会議席配分の是正をおこなうことを要求したのである。このような経緯から1820年代以降、州憲法制定運動が北部の労働者の間で発生し、さらにこれに中産階級が加わって展開したのであったが、1830年代までの運動は州総会の再三にわたる抵抗と妨害に会い、成功することはなかった<sup>9</sup>。

こうした州憲法制定運動の閉塞状況を打破する契機になったのは、1840年3月の「ロードアイランド選挙権協会」Rhode Island Suffrage Association（以下、「協会」と表記）の結成であった。その背景には、同年1月に制定された民兵法に起因する反州総会感情の激化とそれに便乗した州外からのアジテーション活動があった。すなわち、民兵義務不履行者の罰則規定を強化した民兵法は、この義務を課された白人民衆にとってみれば州総会の横暴ぶりを象徴する懲罰的立法と映ったのであり、そこへ彼らと階級的利害を一にするニューヨーク州民主党平等権派Equal Rights Democrat（「ロコフオコ派」）が選挙権改革を実現するには自らの手で州憲法を制定するしかないことを州内に向けて訴えかけたのであった<sup>10</sup>。

協会はこうした背景から結成されたため、その目標を自主的な州憲法の制定に定めることになったのであった。協会は規約のうえでは会員を州に居住する21歳以上の市民に広く求める超党派の組織であったが、実際にその主体となったのは民主党系の労働者であった<sup>11</sup>。ただし、結成当初の協会に人種差別的な風潮はなく、1822年州法によって選挙権を否定されていた黒人も奴隷制即時廃止論者を中心に協会に入会したのであった<sup>12</sup>。

<sup>8</sup> U.S.Congress, House, *Interference of the Executive in Affairs of Rhode Island*, Report No.546, 28 Cong., 1 sess.,1844, pp.12-13. 本報告書は合衆国下院調査委員会による「反乱」の調査報告書である。以下では、本報告書を先行研究にならって、*Burke's Report*と表記する。

<sup>9</sup> ロードアイランド州においては1824年と1834年の二度にわたり州憲法会議が招集されている。しかし、その代議員は従来の選挙権資格にもとづいて選出されたため、これらの会議においては一切の改革が拒絶され、州憲法の制定にはいたらなかった。Conley, *op.cit.*,pp.184-213, pp.236-268.

<sup>10</sup> 平等権派は『選挙権を否定されたロードアイランド州の市民への演説』と題する小冊子の中で、第一に州憲法会議代議員選挙を人口に応じた議席配分、および成年男子普通選挙制にもとづいておこなうこと、第二に新たな州憲法にもとづいて州および連邦の議員を選出すること、第三にこうして選出された連邦議會議員は自らの議席の正統性を連邦議会でも主張すべきこと、第四に連邦議会には共和的憲法下で選出された人民の代表を正統な代表とみなす義務があることを主張したのであった。Ibid., pp.292-294.

<sup>11</sup> Ibid.,pp.295-296.

<sup>12</sup> Robert J. Cottrol, *The Afro-Yankees: Providence's Black Community in the Antebellum Era* (Westport, Conn.: Greenwood Press, 1982),p.71.

州憲法制定の気運をさらに醸成したのは、協会結成と同年の秋に実施された大統領選挙であった。周知のように、この選挙では再選を目指す民主党のマーチン・ヴァンビューレンに対し、ウィリアム・ヘンリー・ハリソンを擁したホイッグ党が「丸太小屋とリンゴ酒」Log Cabin and Hard Ciderなる大衆扇動戦術を展開した結果、高い投票率のもとに地滑り的な勝利を収めた。しかしながら、ロードアイランド州においては有権者率は42.3パーセントにすぎず、白人成年男子の過半数がこの選挙に投票できなかった。また実際の投票率も33.6パーセントと全国最低の数字を記録したのであった<sup>13</sup>。その結果、民衆の間では政治参加のさらなる欲求と有権者の政治的アパシーに対する反感があいまって、州憲法制定に向けた気運が昂じることになったのである。

ただし、州憲法制定運動に弾みをつけた要因は民衆の動きだけではなかった。その要因として最後に指摘しておきたいのは州の政治状況の変化である。従来州総会の実権を掌握していたのは州南部の土地所有者を支持基盤とする民主党であったが、大統領選挙に先んじて4月に実施された州知事選挙および州議会選挙においてもホイッグ党が民主党に大勝した結果、民主党は州総会の支配権を喪失することになったのである。その結果、民主党内部には党勢挽回の手段として選挙権の拡大を主張する勢力、すなわち、あらたな有権者の創出をつうじた支持基盤の拡大を主張する勢力が生じることになったのである。民主党にあってその必要性を主張したのが平等権派であり、その指導者が当時州民主党執行委員長の座にあったドーアであった<sup>14</sup>。

さて、協会は1841年に入ると、その政治組織として「選挙権党」Suffrage Partyを結成し、7月に成年男子普通選挙制のもとで州憲法会議代議員選挙を実施したうえで、10月にプロヴィデンスにおいて州憲法会議（「人民会議」People's Convention）を招集した。会議は議長にドーアを選出し、その後ほぼ一ヶ月で憲法原案策定作業を終えた。この憲法原案は12月に成年男子普通選挙制のもとで実施された州民投票において圧倒的大差で承認され、ここに「人民憲法」People's Constitutionが成立したのであった。その内容は、白人男子普通選挙制の導入、州下院議席配分の是正、三権分立制の確立、秘密投票制の採用、権利章典の制定、州憲法修正手続きの明文化など多岐にわたっていた<sup>15</sup>。ドーア派は人民憲法の成立をもって勅許状体制の終焉を宣言し、州総会に政権の移譲を要求するとともに、1842年4月には人民憲法のもとで独自の州選挙を実施し、州知事にドーアを選出するにいたったのであった。

こうしたドーア派の動きに危機感を強めた州総会側は以下の対抗策を講じた。そのひとつは、人民憲法の策定作業とほぼ時を同じくして、「自由民憲法」Freemen's Constitutionを策定したことである。この

<sup>13</sup> 協会による試算では、1840年時点の白人成年男子人口は22,674人であり、このうち有権者は9,590人にすぎなかった。*Burke's Report*, p.122. なお、投票率については、Jerrod G. Rusk, *A Historical History of the American Electorate* (Washington D.C.:CQ Press, 2001), p.71を参照。ちなみに、この選挙の全国平均投票率は76.4パーセントであった。*Ibid.*

<sup>14</sup> ドーアは本来ホイッグ党に所属し、1834年の州下院議員選挙に同党の候補者としてプロヴィデンスから出馬し、当選していた。また、彼は同年の州憲法会議の代議員にも選出され、議場で穏健な選挙権改革を主張した数少ない一人だった。その彼が1838年に民主党に鞍替えしたのは、合衆国上院議員候補者問題をめぐるホイッグ党内部の派閥抗争に敗れたためであった。*Gettleman, op.cit.*, pp.32-33.

<sup>15</sup> 人民憲法の原文については、Mowry, *op.cit.*, Appendix Bを参照。

憲法においては黒人選挙権が否定されただけでなく、従来の選挙権資格にも大きな修正が加えられた。すなわち、表2に示すように、自由民憲法はアメリカ生まれの白人男子市民には事実上の普通選挙制を適用する一方で、帰化した男子市民には従前どおりの排他的な土地所有資格を適用することを定めたのである<sup>16</sup>。

表2 ロードアイランド州における選挙権資格の変遷

|           | 1798年州法              | 1822年州法              | 人民憲法                     | 自由民憲法案                   |                          | 1843年憲法                                     |                          |
|-----------|----------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|--------------------------|
| 年齢・性別     | 21歳以上・男子             | 21歳以上・男子             | 21歳以上・男子                 | 21歳以上・男子                 |                          | 21歳以上・男子                                    |                          |
| 市民種別      | -                    | -                    | -                        | アメリカ生まれの市民               |                          | アメリカ生まれの市民                                  | 帰化市民                     |
| 財産資格      | 134ドルor年賃貸価格7ドルの土地所有 | 134ドルor年賃貸価格7ドルの土地所有 | -                        | 134ドルor年賃貸価格7ドルの土地所有     | -                        | 134ドルor年賃貸価格7ドルの土地所有                        | 134ドルor年賃貸価格7ドルの土地所有     |
| 納税資格      | -                    | -                    | -                        | -                        | -                        | 1ドルの人頭税                                     | -                        |
| 居住資格      | -                    | -                    | 州に1年<br>タウンorシティ<br>に6ヵ月 | 州に1年<br>タウンorシティ<br>に6ヵ月 | 州に2年<br>タウンorシティ<br>に6ヵ月 | 帰化後、州に<br>3年 タウンor<br>シティに6ヵ月               | 州に2年<br>タウンorシティに<br>6ヵ月 |
| 人種資格      | -                    | 白人                   | 白人                       | 白人                       |                          | (白人)  | (白人)                     |
| 備考        |                      |                      |                          |                          |                          |   |                          |
| 会議代議員選挙資格 |                      |                      | 21歳以上男子<br>市民            | 1822年州法のもとで選挙権を得ている者     |                          | 1822年州法のもとで選挙権を得ている者<br>および21歳以上のアメリカ生まれの男子 |                          |
| 承認投票選挙資格  |                      |                      | 同上                       | 同憲法案で選挙権資格を満たす者          |                          | 同上  |                          |
| 承認投票結果    |                      |                      | 13,947-52で<br>承認         | 8,013-8,689で否決           |                          | 7,024-51で承認                                 |                          |

典拠：選挙権資格については、*Burke's Report*, p.10, *Mowry, The Dorr War*, p.326, pp.350-351, pp.370-373. 会議代議員選挙資格については、*Gettleman, Dorr Rebellion*, p.43, *Burke's Report*, p.19, p.20. 承認投票資格については、*Burke's Report*, p.17, p.19. 承認投票結果については、*Gettleman, op.cit.*, p.54, p.79, p.147.

註：1790年連邦帰化法の定めにより帰化可能な外国人は白人に限定されていたため、帰化市民選挙権の対象になるのも白人だけであった。

結局、部分的な選挙権拡大を定めた自由民憲法は、いかなる選挙権拡大にも反対する有権者によって1842年1月に否決されたのであったが、ここで留意しておきたいのは、ホイッグ党が支配する州総会側が選挙権にネイティビティというあらたな基準を導入せんとした事実である。

州総会による反撃のいまひとつは人民憲法の非正統性を喧伝したことである。すなわち、州総会はこの憲法の策定、承認過程に有権者以外の者が関与した事実を問題視し、人民憲法にもとづく政府の設立は州に対する反逆行為にあたることを主張したのであった<sup>17</sup>。そのうえで、州総会はドアー派弾圧法を制定し、人民憲法のもとで官職に就任した者に反逆罪を適用し、これを終身刑に処することにしたのであった。

これらの反撃をおこなったうえで州総会もまた1842年4月に独自の州知事選挙を実施した。その結果、現職のホイッグ党系知事が再選されたため、ロードアイランド州は二人の州知事、および二つの州議会が並立する二重権力状態に陥ったのであった。こうした事態を受け、5月に州総会はドアー派による州権力の篡奪を阻止すると名目で州議事堂の閉鎖を決定したため、ついにドアー派は州武器庫の襲撃を決意するにいたった。しかし、この武力行動は瞬く間に鎮圧され、ドアーは州外への逃亡を余儀なくされた一方で、州内に留まったドアー派も州総会による徹底的な弾圧を受けることになった。こうして、

<sup>16</sup> 自由民憲法の原文については、*Ibid.*, Appendix Cを参照。

<sup>17</sup> *Botelho, op.cit.*, pp.34-35.

「反乱」はドアー派の全面的な敗北に終わったのであった<sup>18</sup>。

しかし、「反乱」が鎮圧され、人民憲法が幻になったとはいえ、選挙権問題に何の変化もなかったわけではなかった。州総会はドアー派弾圧後の1842年11月に州憲法会議を再度招集し、そこで策定したあらたな州憲法（1843年州憲法）において独自の選挙権改革をおこなったのである。表2に示すように、その大きな特色は、自由民憲法と同じくネイティビティを基準にした選挙権差別がおこなわれた点にあった。すなわち、アメリカ生まれの男子市民に対しては土地所有資格の代わりに納税資格が適用されることになった一方で、帰化した男子市民に対しては依然として従来の土地所有資格が適用されることになったのである。ただし、この選挙権改革においては人種差別がおこなわれなかったため、黒人も必要な資格を満たせば選挙権を付与されることになったのであった。

以上のように、ロードアイランド州においては1840年代に入るまで土地所有資格を基礎的要件とする白人男子制限選挙制が維持されていたのであったが、人民憲法のもとで白人男子普通選挙制への移行が試みられたのであった。しかし、「反乱」が失敗に終わったのち、1843年憲法のもとで人種ではなくネイティビティを基準にした二重の制限選挙制が成立することになったのである。

### Ⅲ 「反乱」における「人種」と選挙権

前節で概観したように、ロードアイランド州の選挙権改革は結局のところ州総会側が制定した州憲法をつうじて達成されたのであるが、ここにいたるまでの一連の過程を「人種」に注目しながら再整理するならば、そこからはいかなる姿が浮かび上がってくるだろうか。

ここで考察の手助けにしたいのは、D.R.ローディガーの白人性構築論である<sup>19</sup>。ここでいう白人性とは自らのアイデンティティを「白人」という人種に求めようとする社会的存在がそのための手段として構築した概念であるが、ローディガーによれば、それは黒人性の否定のうえに成立したものであるという。すなわち、そうした存在は自らが「白人」であることを、自らが「黒人」ではないことをもって証明しようとしたため、自らの関わる事物一切から「黒人」的要素を完全に払拭することに全力を注いだというのである。

ローディガーによると、白人性の構築主体は19世紀初頭以降の労働者階級であった。すなわち、賃労働制の普及によって資本への従属度を増しつつあった彼らは、それでもなお自らに共和国市民としての徳性たる自立性が備わっていることを証明するために、人種を基準にした依存度の比較をおこなったのであった。その方法とは究極の隷属的存在である南部の奴隷の隷属要因を人種に還元し、「奴隷＝黒人

<sup>18</sup> なお、州外に逃亡したドアーは1843年10月に掃州したところを逮捕、拘留され、1844年7月に反逆罪のかどで終身刑の判決を下された。ただし、その後、州内に発生したドアー釈放運動を受けて、民主党とホイッグ党穏健派が歩み寄り、1845年1月にドアーの釈放が決定した。さらに、1851年の民主党の復権後、ドアーは政治的、市民的権利を完全に回復し、死の直前の1854年には有罪判決が取り消された。Ibid., pp.65-72.

<sup>19</sup> David R. Roediger, *The Wages of Whiteness: Race and the Making of the American Working Class* (New York: Verso Books, 1991). 同書の翻訳書としては、デイヴィッド・R・ローディガー、『アメリカにおける白人意識の構築—労働者階級の形成と人種』（小原豊志・竹中興慈・井川眞砂・落合明子訳、明石書店、2006年）。



＝隷属的存在」という図式を描いたうえで、その図式を反転させ、「自立的存在＝非黒人＝白人」とするものであった。こうして、自らが「白人」であることを証明することが自らの自立性を証明することになったわけである。当然ながら、そうした作業をおこなうにあたっては黒人との徹底的な差異化が不可欠の前提となる。それゆえ、自らが関わるあらゆる事物から「黒人」的要素を払拭することが必要になったのであり、わけても人種混淆することは労働の場にかぎらず、いかなる場においても絶対に避けるべきことになったのである<sup>20</sup>。

ところで以上の論理からすれば、白人性構築の欲求は「白人」らしくない存在ほど強まることになる。その典型例としてローディガーが指摘するのはアイルランド系移民である。すなわち、移民にいたる状況や信仰、および慣習のため合衆国社会の下層に位置せざるをえなかった彼らが示した強烈かつ露骨な反黒人感情は、まさに黒人とさほど変わらない境遇にあったからこそ「白人」への帰属を求めざるをえなかった彼らの意識に根ざしていたというのである<sup>21</sup>。

以上の白人性構築論が選挙権研究に適用しうると考えられるのは、まさにアンテベラム期においては選挙権が自立性をはかる指標とみなされていたからである。ローディガーも指摘するように、この時期、自立した市民を指す「自由民」freemanという言葉は選挙権保有者を意味していたし、ロードアイランド州においてもそれは同様であった<sup>22</sup>。そもそも植民地期に自由民とは一定の土地を所有する者を指したのであったが、それがなぜ選挙権保有者を指すようになったのかといえ、土地所有こそが経済的自立の基礎的条件であり、それなくしては政治的な自立も不可能とみなされたからであった。たしかに独立革命後、「課税と代表の不可分論」や人民主権論の普及によって選挙権の権利的側面が前面に押し出され、土地所有を選挙権の要件にする州は少なくなっていったとはいえ、自立性の具備を選挙権付与の前提とする選挙権の特権観までが完全に消え去ることはなかった<sup>23</sup>。このような当時の選挙権観をみれば、自立性の誇示を悲願としていた当時の労働者がこの権利の獲得に全力を尽くしたであろうことは想像に難くない。したがって、彼らが選挙権を獲得することで自らの自立性を証明しようとしたとするなら、白人性概念を梃子にして「反乱」における黒人選挙権問題の展開を説明できると考えられるのである。

この仮説を検証するために、まずはドーア派の黒人選挙権問題への対応から検討しよう。そもそもドーア派の州憲法制定運動の思想的根拠は「人民制憲主体論」Popular Constituent Sovereigntyにあった。これは、当時の合衆国で唯一州憲法を欠いていた同州固有の状況から生まれた一種の人民主権論であった。これによれば、独立革命によってイギリスの国王と議会から合衆国の人民のすべてに主権が移譲された

<sup>20</sup> ローディガーによれば、労働市場で白人が黒人と鋭く対立したのも就労競争のためではなく、労働の場で人種が混じりあうことを白人が嫌悪したからであった。なぜなら、たとえひとりでも黒人が同じ仕事場にいれば、その仕事は白人性を喪失するため、労働をつうじて自らの自立性を示せなくなるからであった。Roediger, *op. cit.*, pp.147-150.

<sup>21</sup> *Ibid.*, pp.133-163.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p.56.

<sup>23</sup> アンテベラム期の選挙権改革において反選挙権拡大派が依拠したのは、まさにこの選挙権の特権観であった。その代表例としては、1821年のニューヨーク州憲法会議におけるJ.ケントの議論を参照。Nathaniel H. Carter and William L. Stone, *Reports of the Proceedings and Debates of the Convention of 1821* (Albany, 1821), pp.115-116.

はずにもかかわらず、少数の土地所有者が統治をおこなっているロードアイランド州の状況は主権の篡奪状態とされた。したがって、主権を完全に州の人民の手におくためには、人民自らの手で州憲法を策定することがその不可欠の前提になるのであった<sup>24</sup>。このような論理の必然的結果として、ドーア派は人民の意思を表明する手段としての選挙権の本質を以下のように説明した。

選挙権とは人間の自然権の一つである。選挙権を剥奪されれば、人は自らを守ることが不可能になる。…選挙権を剥奪されれば、我々は生命、自由、幸福を守る手だてを失くし、不測の事態に自らが支配されてしまうのである。そうした状況におかれたとしても我々は幸福になることがあるかもしれないし、我々の生活を保護してくれる強力な法が制定されるかもしれない。しかし、これは他者に依存した状況といわざるをえない。こうした依存性が、我々が当然有してしかるべき自立性をむしろむしばみ、破壊するのである。自然的な公平さ、および政治的な公平さを保つ線は直線かつ水平であるべきであり、何人たりともその線よりも上に立つことは許されないのである<sup>25</sup>。

ここでドーア派が選挙権を自らの自立性を確保するための自然権とみなし、普通選挙制の実現を要求していることは明らかであろう。こうした選挙権観に従えば、この権利は人種の別なく付与されてしかるべきであった。しかし、実際にはドーア派は黒人選挙権を否定する方向へ傾斜していった。たとえば、人民会議のある代議員は選挙権資格に人種資格を挿入すべきとする動議を支持して以下のように述べた。

近隣諸州では黒人に選挙権は与えられていません。そして現下の州の状況では白人と黒人の間に相通じる感情が存在しているともいえません。[選挙権資格から]この文言[白人]を削除しようとする試みは、まったくもって危険であり、本州における共和的憲法の採択を妨げるものです。それは一万五千人もの白人の権利を危うくすることなのです<sup>26</sup>。

すなわち、黒人選挙権を容認するならば、これに敵対的な世論のために人民憲法自体が承認に失敗し、普通選挙制の実現という悲願が潰えてしまうことが黒人選挙権否定論の根拠だったのである。このような議論に対し、ドーアを含む数名の代議員は、あくまでも人種平等な普通選挙制の実現を主張したのであったが、人種資格設定動議は46-18の多数をもって可決されたのであった<sup>27</sup>。

<sup>24</sup> 人民制憲主体論については、州総会による人民憲法批判が激しさを増した1842年3月にドーアを中心に出版された以下の小冊子に詳しい。Samuel Y. Atwell, Joseph K. Angell, Thomas F. Carpenter, David Daniels, Thomas W. Dorr, Levi C. Eaton, John P. Knowles, Dutee J. Pearce and Aeron White, Jr., "Right of the People to Form a Constitution: Statement of Reasons" (March, 1842), in *Rhode Island Historical Tracts*, no.11(Providence: S.S.Rider,1880).

<sup>25</sup> *New Age*, December 4, 1841. Quoted in Malone, *op. cit.* p.130.

<sup>26</sup> *Providence Journal*, October 9, 1841.

<sup>27</sup> *Ibid.*, October 11,1841.

以上のように、ドアー派は白人に関しては選挙権を自然権とみなす立場から普通選挙制の実現を主張する一方で、その多くが黒人に関しては現実的な懸念のもとにその選挙権を否定したのであった。その理由を上記の発言にみられる白人民衆の反黒人選挙権感情に求めることは容易である。しかし、ここで問われるべきは、そのような感情が白人民衆の間に蔓延していた理由である。当時の黒人人口が絶対的少数であったことを考えれば、たとえ人種平等な普通選挙制を導入したとしても、選挙権を獲得できた黒人の数は微々たるものにすぎなかったはずであり、黒人票の脅威という事態が出来ずとも考えられなかった<sup>28</sup>。それにもかかわらず、黒人選挙権が否定されたのはなぜなのだろうか。

そこで、次に検討したいのは人民会議に提出された黒人側の請願書である。黒人選挙権否定の兆候を察知した黒人指導者によって提出されたこの請願書は、人種にもとづく選挙権差別を反共和主義的行為と批判したうえで、黒人への選挙権付与の正当性を以下のように主張した。

我々市民の大半はアメリカ生まれです。我々はこれまで土地の耕作に全精力を注ぎ、国力の発展に寄与し、その富や名声を高めることにも貢献してきました。我々は長きにわたって、しかし、他者からの支援をほとんど受けることなくして努力を重ね、尊敬をかちとり、わずかばかりの資産を手にするに成功したのです。我々は無視され、選挙権も否定されてきましたが、それにもかかわらず、信仰、知性、財産を自らのものにしてきたことは明白な事実です。我々は教育から締め出され、市民の特権も否定されてきましたが、信仰、徳、勤勉さにおいて我々は、より恵まれた市民と比べて何ら劣るところがないと断言できるのです。…[選挙権の付与にあたって]我々の勤勉さが疑問視されているのでしょうか。こんにち、肌の色による障害[人種資格]がなかったとすれば、土地所有資格を満たして選挙権を得ることのできた黒人の数はその人口に釣り合わないほど多くにのぼったことでしょう<sup>29</sup>。

このように請願書は選挙権付与の正当性を黒人の自助努力に求めたのであったが、黒人選挙権が白人民衆の反発を買ったのは、まさしく黒人の側がこのような論理を構築したためと考えられる。なぜなら、黒人の自立性を強調する請願書の論理にしたがって黒人選挙権を容認してしまったならば選挙権に白人性を構築することができなくなり、この権利獲得によって可能になるはずであった自立性の誇示ができなくなってしまうからである。したがって、ドアー派が白人選挙権の拡大と黒人選挙権の否定を同時におこなった背景には、選挙権における白人性の構築を徹底化せんとする意識が介在していたと考えられるのである。このことを裏付けるのは、ドアー派の支持基盤を構成したのが労働者であり、しかもその多くが急増するアイルランド系移民であったという事実である<sup>30</sup>。ローディガーが労働市場におけるアイルランド系の強烈な反黒人感情を「労働の人種混淆」に対する反発心から説明したように、ドアー

<sup>28</sup> 1840年時点の州成人人口に占める黒人人口率は約3パーセントにすぎなかった。Conley, *op.cit.*, p.296.

<sup>29</sup> *Burke's Report*, p.111.

<sup>30</sup> たとえば、人民会議において、1839年時点のプロヴィデンスにおけるカトリック教徒の数は1,700人に達し、その数は一年で少なくとも1.5倍に増加したという報告がなされている。Conley, *op.cit.*, p.302.

派による黒人選挙権の否定も「選挙権における人種混淆」に対する反発心から説明できよう。

それでは、州総会側が従来の態度を一変させ、1843年憲法において黒人選挙権を容認した事実はどのように説明できるだろうか。先行研究上その理由として指摘されているのは、「反乱」の鎮圧に際して黒人が果たした軍事的貢献である。それによれば、人民会議における黒人選挙権の否定ののち、黒人勢力はドーア一派と決別し、選挙権付与を求めて州総会側に急接近したのであった。これに対して、当初州総会側は自由民憲法にみられたように冷淡な態度をとったのであったが、ドーア一派との武力対決に際し、黒人が自主的に民兵隊を組織して「反乱」の鎮圧に貢献したことから、その報奨として黒人の選挙権を容認したというのである<sup>31</sup>。たしかに、合衆国史上、戦時における貢献が選挙権拡大の契機になった事例は少なくないことを考えると、この軍事的貢献説にも一定の説得力がある<sup>32</sup>。しかし、ここで注目すべきは、黒人選挙権の容認が帰化市民に対する選挙権差別と同時におこなわれたという事実である。すなわち、ここでも両者の関連を視野に入れて考察する必要があると考えられるのである。

ところで、他州に類を見ないこのような帰化市民差別は、州総会側に抜き差しがたい反移民感情が存在していたことを物語るものである。もとより、ロードアイランド州では1820年以降、移民の急増に危機感を抱き、その排斥を主張するネイティビズム運動が繰り返し発生していたが、その論調はドーア一派の州憲法制定運動が急展開するにつれて激しくなっていた。ドーア一派の支持基盤をなす労働者の内部で急増しつつあったのがほかならぬ移民であったからである。たとえば、1842年に州総会側が発行したブロードサイドは以下のように移民の脅威を訴えている。

人民憲法が発効すれば、既に州内に入り込んでいる多数の外国人がそれによってすぐさま投票所へ連れて行かれるであろう。…そのため、アメリカ生まれの職工や職人は仕事をめぐる競争にさらされることになる。さらに、政治的、市民的権力の均衡も移民によって左右されるのは必至であり、直接的にも、間接的にも、移民によって本州が支配されることになるであろう。アメリカ生まれの市民は自分たちがそのような支配のもとにおかれたいのか、あるいはそうではないのかを熟慮して判断を下すべきであり、その判断に従って行動すべきである<sup>33</sup>。

ここに明らかなように、州総会側がドーア一派の唱える白人男子普通選挙制に警戒心を抱いたのは移民票を懸念してのことだった。すなわち、1840年選挙で州総会の実権を掌握したホイッグ党にとって民主党の支持基盤を構成しつつあるアイルランド系移民は危険な存在であり、その票の減殺をはかるには帰化

<sup>31</sup> Lemons and McKenna, *op. cit.*, pp.11-13. たとえば、プロヴィデンスにおいては民兵に志願した200名余の黒人が正規の州民兵軍に編入され、秩序回復に貢献したという。

<sup>32</sup> Alexander Keyssar, *The Right to Vote: The Contested History of Democracy in the United States* (New York : Basic Books, 2000), xxi.

<sup>33</sup> "Comparison," broadside, 1842. Quoted in Lemons and McKenna, *op. cit.*, p.10.

市民の選挙権資格に厳しい制限を設ける必要があったのである<sup>34</sup>。ホイッグ党の選挙権改革にこうした党利党略的動機があったことは、他方で彼らがおこなったアメリカ生まれの市民の選挙権拡大からも明らかであろう。すなわち、ホイッグ党はネイティビズムのもとに彼らの票を糾合せんとしたのであった。

他方で黒人勢力はホイッグ党のこうした戦略を見抜くかのように、州総会に提出した請願書のなかで以下のように述べていた。

我々の祖先はこの国最初の植民にほぼ一致する時代にまでさかのぼることができます。我々はその祖先の血統を引き継いだアメリカ生まれの市民なのです。このアメリカの土地で、アメリカの空のもと、アメリカの諸制度に囲まれ、万人に平等に降り注ぐ日の光を最初に浴びたのは我々なのです。我々は異国の地に生まれてはおらず、民主主義の原則や共和主義的慣行に反感を抱く政治的信条に慣れ親しんでもいません。それゆえ、我々は、幼いうちから我が政府の本質、特長および機能に慣れ親しんでいる、合衆国政府統治下のロードアイランド州の構成員なのです<sup>35</sup>。

このようなネイティビズムに溢れた請願書を提出した黒人側の戦略は、現実の軍事的貢献とあいまって州総会側の黒人選挙権観に変化をもたらすことになった。たとえば、1843年憲法の策定にあたったある代議員は、「黒人選挙権に対する不満は予測されたほどのものではない。たとえ、そうした不満があるにせよ、忌まわしいアイルランド系よりは黒人に投票させたほうがましなのだということが分かれば、そのような不満などなくなるだろう」と述べたのであった<sup>36</sup>。

以上から明らかなように、1843年憲法の策定者が選挙権に構築する必要性を感じていたのは白人性ではなく、ネイティビティ性であった。もちろん、それはホイッグ党が反労働者、かつ反移民的政党であったことと無縁ではなかった。その一方で同党は黒人に対してはアメリカ生まれであることを理由に、しかし現実には彼らがアイルランド系と敵対関係にあったことから、その票の獲得をねらって選挙権を容認したのであった。ただし、こうしたことがなされたのは、その支持基盤を民衆ではなく、土地所有者、資本家、中産階級におくホイッグ党にはそもそも選挙権に白人性を構築する必要性がなかったためと考えられる。以上要するに1843年憲法においてホイッグ党は党利党略的動機から帰化市民選挙権のみ高度の階級性を維持することを選択し、他方で黒人選挙権については「反乱」弾圧の報奨として、かつ党勢拡大の具とみなしてこれをその他のアメリカ生まれの市民と同じ条件で認めたといえよう。

<sup>34</sup> 合衆国センサスにおいて出生地を記録し始めたのは1850年以降であるため、「反乱」当時のロードアイランド州における帰化市民の実数は不明である。しかしながら、レモンズとマッケンナの研究によれば、プロヴィデンスにおける「外国人」は1835年の1,005人から1845年の5,965人へと急増している。なお、1850年センサスによると、同州の外国生まれの人口は総人口の16.2パーセントに達し、その約70パーセントまでがアイルランド系であった。Ibid.

<sup>35</sup> *Petition from the Black Citizens of Rhode Island*, 1841. Quoted in Malone, *op. cit.*, p.136.

<sup>36</sup> Gettleman, *op. cit.*, p.130.

#### IV おわりに

以上、本稿では1840年代のロードアイランド州で勃発した選挙権拡大闘争を対象に、「人種」と選挙権との関連について検討を進めてきた。これにより、明らかになったことは以下の二点である。

そのひとつは、ドアー派が人民憲法において白人男子普通選挙制を導入しつつも、黒人選挙権を否定した根本的要因は、選挙権に白人性を構築せんとする彼らの意識にあったことである。すなわち、工業化の進展とともに自立性喪失の危機にあった労働者は選挙権の獲得により自らの自立性を証明しようとしたのであったが、当時、自立性の有無は人種を基準にして判断されるものであったため、彼らは選挙権から黒人を排除せざるをえなかったのであった。まさに彼らは「選挙権における人種混淆」を忌避し、この権利に白人性を構築せんとしたといえよう。したがって、彼らの論理からすれば黒人選挙権の否定は白人選挙権の拡大のための不可欠の前提であったのである。

いまひとつは、州総会側が白人内部で選挙権差別をおこないつつも、黒人選挙権を容認したのは、ホイッグ党のネイティビズムにあったことである。すなわち、従来から移民の急増に危機感を抱き、選挙権の拡大自体に反対していた彼らは、ドアー派の運動が急展開し、その対抗手段として何らかの選挙権改革が不可避な状況に直面すると、移民の政治的発言力の減殺を図る手段として帰化市民選挙権なる範疇を作り出し、そこにのみ高度の階級性を維持したのであった。その一方でホイッグ党は黒人に対しては「反乱」に際して彼らが示した軍事的貢献、反移民的存在としての政治的利用価値、および彼ら自身が示したネイティビズムを評価して、その選挙権を容認したのであった。ただし、こうしたことが可能であったのは、ホイッグ党には選挙権に白人性を構築する必要性がなかったためであったのである。

以上の検討から、アンテベラム期のロードアイランド州においてドアー派と州総会（ホイッグ党）の間で繰り広げられた闘争は、選挙権に白人性とネイティビティ性のいずれを構築するかをめぐる展開した闘いであったと総括できよう。これを冒頭のフォーナーの指摘に立ち戻って言い換えるならば、この闘争とは、政治的自由の境界線を人種に求め、白人の自由のために黒人を犠牲にせんとするドアー派と、その境界線をネイティビティに求め、アメリカ生まれの市民の自由のために移民を犠牲にせんとした州総会との攻防にほかならなかったものであった。そして、それぞれの境界線の外におかれた存在自身が互いの自由を抑圧せんとしたところにアンテベラム期のアメリカ民主主義のひとつの特質を見出すことができるのである。

[本稿は、平成19年度～平成21年度科学研究費補助金基盤研究(C)「人種」と選挙権—アメリカ民主主義の展開における白人性構築分析—」の研究成果の一部である。]